

労審発第 1189 号

令和 2 年 6 月 1 2 日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一



令和 2 年 6 月 12 日付け厚生労働省発職 0612 第 7 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和2年6月12日

労働政策審議会  
会長 鎌田 耕一 殿

労働政策審議会 職業安定分科会  
分科会長 阿部 正浩

「雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令案  
要綱」について

令和2年6月12日付け厚生労働省発職 0612 第7号をもって労働政策審議会  
に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

令和2年6月12日

労働政策審議会職業安定分科会  
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会職業安定分科会  
雇用保険部会  
部会長 阿部 正浩

「雇用保険法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令案  
要綱」について

令和2年6月12日付け厚生労働省発職 0612 第7号をもって労働政策審議会  
に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と認める。